

令和6年度 第2回埼玉県手話環境整備施策推進懇話会

次 第

日 時：令和7年3月24日（月）

18時30分～

場 所：埼玉会館 3階 3B会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

（1）各ワーキングの活動報告について

（2）令和7年度の懇話会の進め方について

4 そ の 他

（1）令和7年度手話普及に関する県の取り組み予定について

5 閉 会

（配布資料一覧）

次第、座席表、委員名簿

資料1 ワーキングチーム（A：手話の普及、ろう者に対する理解促進）
での議論の結果について

資料2 ワーキングチーム（B：手話を使いやすい環境整備）
での議論の結果について

資料3 埼玉県手話環境整備施策推進懇話会の今後のスケジュールについて

資料4 令和7年度手話普及に関する県の取り組みについて（予定）

参考資料1 埼玉県手話環境整備施策推進懇話会設置要綱

参考資料2 埼玉県手話言語条例

参考資料3 手話及びヘルプマークの認知度に関するアンケート結果について

ワーキングチーム（A：手話の普及、 ろう者に対する理解促進）での議論の結果について

【日 時】令和 7 年 2 月 2 6 日（水） 1 8 : 2 0 ~ 1 9 : 5 0

【参加委員】野口委員、水口委員

【各委員からの意見】

1 手話の普及、ろう者に対する理解促進

ア 手話を学ぶ機会の確保等（条例第 8 条）

①聴覚障害者の特性や手話が言語であることの理解促進を含めた、自治体職員以外の民間施設、病院職員、福祉施設職員に対する手話講習会の充実。

（速水委員）

- 自治体職員以外に民間施設、病院職員、福祉施設職員も対象にしているが、病院職員には手話言語、聴覚障害や特性についての理解や受診時および入院時の配慮内容についての講義を入れる必要がある。
- 就労支援施設、障害者施設、老人ホーム等職員向けには、手話言語についての理解、聴覚障害の特性に配慮した支援の在り方などについての講座（研修）が必要と考える。
 - ➡実際に障害者施設や就労支援施設等で聴覚障害者が孤立したり、コミュニケーションのズレからトラブルが起きたりして辞めてしまうケースが発生している。
- 消防・警察・ハローワーク・県立の施設（博物館、資料館など）等の職員を対象に手話やろう者のことを学ぶ機会を作ってはどうか。

（野口委員）

- 聴覚障害者の就労先として、就労継続支援 B 型事業所に通う人もいるが、聴覚障害者に特化した就労継続支援 B 型事業所は少ない。そのような環境で福祉施設職員の聴覚障害者や障害を重複して持っている障害者に対する理解への学習の場が必要である。

（水口委員）

- 市に寄せられる問い合わせとして、病院での意思疎通に悩む聴覚障害者からの意見も多く、県医師会を通して、合理的配慮の普及をするなどの取り組みの必要性を感じる。

②手話言語条例が未制定の市町村への更なる働きかけの実施。

(野口委員)

○埼玉県では、手話アドバイザー派遣事業を実施しており、手話言語条例を制定していない市町村への派遣を実施しているが、制定に関心のない市町村への働きかけも必要である。学習会などの機会を設けて、関心のない市町村にも参加してもらえるようにしてみてもどうか。

③手話サークルの情報や手話に関するイベントの県民への周知。

(野口委員)

○県のホームページに手話サークルと手話イベントの情報を掲載してるが、ろう者としてもイベントへの参加がしやすくなったなど、好評な意見も聞いた。ろう者側としても一定の効果がある取り組みと感じる。引き続き取り組みを進めてほしい。

④盲ろう者や重複障害に対する理解促進の啓発の実施。

(野口委員)

○埼玉県では、手話あいさつ100%運動などの啓発事業を実施しているが、盲ろう者やろう者で重複障害を持つ方などの理解促進が不足していると考える。福祉事業所と連携して、ろう者の授産品などの販売イベントなど取り組みがあるとよいと思う。

⑤若年層に向けた手話講座やイベントの実施。また、若年層とろう者との交流をさらに促進。

(野口委員)

○埼玉県では、手話交流会ということで、若年層とろう者との交流に努めていただいている。現在の参加者は大学生がメインであるようだが、高校生にも参加してもらえるように周知してはどうか。
○大宮ろう学校では、近隣の学校と交流を実施しているようである。とてもよい取り組みだと考える。

○昨年の 8 月頃に埼玉県障害者交流センターが主催で、手話講座を開催した。中学生、高校生が多く参加したとのことであり、若年層向けの手話講座を開催するとよいと思う。

(水口委員)

○富士見市では、市立保育園にて、手話による絵本の読み聞かせを実施している。若年層への取り組みは引き続き取り組んでいきたい。

⑥手話の普及、手話言語条例の基本理念の更なる普及施策の実施。

(野口委員)

○埼玉県では、手話あいさつ 100%運動ということで、吉本興業とともに、動画を作成したと思う。その動画について、市町村でのデジタルサイネージなど積極的な広報を続けてほしい。

○エスカレーターに関する条例の際、県知事は街頭で啓発活動を実施したと記憶している。同じように、知事が街頭で宣伝活動をする機会などを作ってほしい。

(水口委員)

○手話普及のポスターを学校に貼って啓発してみてもどうか。また、ポスターに QR コードか何かで手話サークルの情報にとべるなど、県民が手話を学ぶための情報にたどりつけるとよいと考える。

⑦県職員向け手話講習会の更なる充実。

(野口委員)

○県職員向け手話講習会は、計 4 回と記載があるが、手話をもっと学びたいなどの声もあるため、数を増やすなどより充実してほしい。また、講習会は対面で実施してもらいたい。

イ 学校における手話の普及等（条例第 11 条）

- ①一般の小中学校における難聴児学級に通う生徒、保護者への支援。
難聴児学級の教員に対する手話の普及の実施

（野口委員）

○埼玉県では、ろう学園の保護者を対象に手話講習会を実施していると記載があるが、小中学校の難聴児学級でも手話講習会の開催や教員の学習機会を整える必要があると考える。私の経験としても、難聴児学級の教員の先生との意思疎通に苦労した経験があり、教員の学習環境を整える必要があると感じた。

- ②福祉教育の題材として手話を取り入れるなど、学校において手話をふれる機会の創出

（野口委員）

○福祉教育については、現在小学 4 年生が授業として取り組んでいると思うが、本来であれば、4 年生から 6 年生までの期間で福祉教育を実施することができると思う。手話については、1 度だけの学びでは、忘れてしまうものなので、是非複数回にわたって実施していただきたい。

（水口委員）

○最近の学校では、授業にタブレットが導入されている。タブレット中で手話を学ぶことができる短い動画など入れることができれば、生徒の空いた時間で手話にふれてもらえるのではないかと思う。

（齋藤委員）

○各学校の教育課程については、学校や地域の状況を考慮の上、編成することとなっている。現在は、総合的な学習の時間における探求課題として福祉教育を実施し、探求課題の一つとして、手話を取り上げている学校が多い。探求学習においては、児童生徒の興味関心に基づき、課題を選択していくこととなるため、一律に課題を設定することは難しい。

ウ 手話による文化芸術活動の振興（条例第 13 条）

①デフスポーツに関する更なる普及啓発

（野口委員）

○今年はデフリンピックの年だが、デフリンピックが終わった後もデフスポーツの普及は引き続き取り組んでもらいたい。また、大宮アルディージャの手話応援デーなど企業と連携して、デフスポーツの啓発ができるとうい考える。

②手話による文化芸術活動の発表の場の周知や開催

（野口委員）

○手話パフォーマンス甲子園は鳥取県で実施しているが、手話弁論など手話による劇などの行事の開催など、発表の機会を提供するのがよいと考える。

ワーキングチーム（B：手話を使いやすい環境整備） での議論の結果について

【日 時】令和 7 年 2 月 2 5 日（火） 1 8 : 3 0 ~ 2 0 : 0 0

【参加委員】春日委員、速水委員、佐々木委員、岩澤委員

【各委員からの意見】

2 手話を使いやすい環境整備

ア 情報へのアクセス（条例第 9 条）

①盲ろう者への情報保障のための環境の整備。また、支援を必要としている盲ろう者がどのくらいいるかなどの実態調査の実施。

（速水委員）

- 盲ろう者への情報保障が講じられていないので、盲ろう者友の会への支援を行い、盲ろう者が情報を得やすい環境整備を行う。
- 埼玉県で盲ろう者は 1000 人以上いると思われるが、盲ろう者友の会会員や盲ろう者通訳介助員派遣事業利用者で社会参加できている盲ろう者は令和 3 年度で 41 名と少ない。ほとんどの方は社会から遮断された状態と考えられる。
- どのくらいの方が、支援を必要としているかニーズを調査する必要がある。鳥取県では、実施していると聞いているが、盲ろう者の掘り起こしが必要ではないかと考えている。

②知事の記者会見に手話通訳の継続。

（速水委員）

- 知事の記者会見に手話通訳を今後も継続して配置できるよう、予算確保をお願いしたい。

③遠隔手話通訳サービスの更なる充実。市町村役場での遠隔手話通訳サービスの利用促進。

（速水委員）

- 緊急医療で遠隔手話通訳が必要になるケースも想定されるが、埼玉聴覚障害者情報センターは 24 時間対応できない。時間外の対応をどのように

すべきか、検討をお願いしたい。

(春日委員)

- 電話リレーサービスは 24 時間実施できている。遠隔手話通訳サービスも 24 時間サービスが提供できるように予算の確保が必要。
- 聴覚障害者情報センターと市町村とで契約する遠隔手話通訳サービスは、県内でもいくつかの市町村で導入している。県においてあるタブレットによる遠隔手話通訳は、実績として 0 であるが、市町村で実施する遠隔手話通訳サービスは、いくつか利用実績がある。
- 遠隔手話通訳サービスのその他の課題としては、導入されている場合であっても、窓口担当者がそのサービスを知らない、もしくは使い方を知らないことにより、遠隔手話通訳サービスが利用されないという課題がある。

④災害に備えて、ろう者を含むよう配慮者に対する理解が促進されるように、市町村への働きかけを実施。

(速水委員)

- 一般避難所開設時から聴覚障害者、他障害者、妊婦、ペットを飼っている人など様々な方が来ることを想定し、それぞれに必要な配慮も含めた開設訓練実施や開設マニュアル作成が市町村で進んでいる。今後も働きかけていただきたい。
- 災害に係る情報保障は、災害発生前の避難の呼びかけ等も必要。避難所等だけではなく、様々な場面の想定が必要ではないか。
- 高齢のろう者の中には、役場から災害時に避難を誘導されても従わない場合もある。また、能登半島の地震の際は、ろう者専用の 1.5 次避難所の開設もあったとのことである。

(佐々木委員)

- 速水委員が所属する施設は、聞こえない人の老人ホームということで、全国的にも珍しい。その施設では、毛呂山町と協力して、災害の訓練を実施していると聞く。他の市町村にも取り組みを見学してもらうことはよいのではないかと考える。

⑤災害発生時のろう者に対する情報保障の環境整備。ICT 機器の活用。

(速水委員)

- 県と聴覚障害者災害救援埼玉本部との連携支援体制の構築が必要。
- 県の施設にはアイドラゴン 4 を設置、避難所として機能する場合の情報保障ツールとしてほしい。
- 福祉避難所だけでなく、一般の避難所や市役所等、公共施設も含めて手話で観るテレビ番組「アイドラゴン 4」を設置、テレビ埼玉で手話通訳が付く番組を増やすことで、災害時だけでなく、常時手話や字幕による情報配信ができる。普段から手話通訳が付く番組を流すことで手話やろう者のことを知る機会になると思う。県としても「アイドラゴン」の普及、周知をしてはどうか。

(岩澤委員)

- 防災システム管理運営について、SNS・ホームページで災害情報を発信する際に手話を付けてもらいたい。高齢のろう者など苦労していると考ええる。
- アイドラゴンは、災害時のみ出すのではなく、平時から準備しておくのがよいと思う。

(春日委員)

- 実際の災害時は、道路陥没など手話通訳者が避難所にたどり着けない場合が多い、遠隔手話通訳サービスの避難所への設置を検討いただきたい。

(佐々木委員)

- 県内で災害といっても、地域によって被災状況は異なる。手話通訳が集まれる施設で、遠隔手話通訳サービスにより意思疎通支援することはよい考えである。

イ 手話通訳者等の確保、養成等（条例第 10 条）

①埼玉聴覚障害者情報センターの機能強化のための人材と予算の確保。

(速水委員)

- 聴覚障害者相談員・ジョブコーチ・手話通訳者の増員、電話リレーサー

ビス、遠隔手話通訳等の実施のため、埼玉聴覚障害者情報センターの機能強化に取り組んでもらいたい。

②手話通訳者の高齢化を踏まえて、若い方達が手話通訳に興味を持ってもらえるような取り組みの実施。

(速水委員)

- 2024 年 1 月 21 日さいたま共済会館にて、埼玉県、埼玉県手話通訳問題研究会埼玉通研 N-Action、埼玉大学手話サークル『ゆびつむぎ』との共催企画として、「じょいんと埼玉！」という手話交流会を実施できた。今年も実施しているとのことだが、毎年実施してくれるとありがたい。
- 手話通訳者の高齢化、人材不足解消に向けて県立大学に手話通訳者養成科を設けるのはどうか。
- 県立高校の総合学科の福祉系列の授業（コミュニケーション技術）で手話や点字を学ぶような高校を増やしてはどうか。
- 大宮アルディージャの「手話応援」で福祉専門学校の学生も共同で取り組めるようにするのはどうか。

(岩澤委員)

- 手話交流会の取組は、良い取り組みである。1 回のみの開催ということだが、県内東西南北で複数回開催できるとよい。

(佐々木委員)

- 手話通訳者の高齢化は課題である。教育委員会と協力し、授業の中で手話に触れる機会を増やすなどの取組が必要である。

③埼玉県としてろう通訳の制度の創設

(春日委員)

- ろう通訳とは、ろう者が手話通訳の間に入り、意思疎通を支援するものである。ろう通訳は、裁判所などで弁護士と話す際や病院など、ろう者の生活の中では使われてないような専門用語などの通訳をする。全国の事例としては、最初の沖縄をはじめ、3 事例ある。ろう通訳の制度の創設のため、埼玉県として、予算の支援をしてもらいたい。

○オリンピックパラリンピックの開会式や閉会式のときに手話通訳はろう者が実施した。ろう者にとって、当事者が手話をすることでより内容の理解につながった。

○生活の困りごとを相談するろうあ者相談員という制度もある。ろう通訳は、それよりも中立の立ち位置で通訳するので、ろうあ者相談員の派遣が必要になった場合は、相談員とろう通訳の2名の派遣が望ましい

③手話通訳の仕事に繋げるため、
日常生活のなかで「手話を見慣れる」環境を作り

(岩澤委員)

○公共の番組だけでなく様々なメディアに手話動画をつけるようにアプローチをしていくことがよいのではないか。手話動画がつく番組が増えることで、手話通訳者やろう通訳者の就労が増え地位向上に繋がる。手話動画を見る機会が増えることで、手話通訳者という仕事に興味をもつ人口が増えるのではないだろうか。

ウ 事業者への支援（条例第12条）

①聴覚障害者の特性や手話が言語であることの理解促進を含めた、自治体職員以外の民間施設、病院職員、福祉施設職員に対する手話講習会の充実。

(速水委員)

○自治体職員以外に民間施設、病院職員、福祉施設職員も対象にしているが、病院職員には手話言語、聴覚障害や特性についての理解や受診時および入院時の配慮内容についての講義を入れる必要がある。

○就労支援施設、障害者施設、老人ホーム等職員向けには、手話言語についての理解、聴覚障害の特性に配慮した支援の在り方などについての講座（研修）が必要と考える。

➡実際に障害者施設や就労支援施設等で聴覚障害者が孤立したり、コミュニケーションのズレからトラブルが起きたりして辞めてしまうケースが発生している。

○消防・警察・ハローワーク・県立の施設（博物館、資料館など）等の職員を対象に手話やろう者のことを学ぶ機会を作ってはどうか。

○私の所属している団体では、出前講座などの PR をしている。県として、補助などの支援がほしい。

(岩澤委員)

○鉄道、バス会社の手話講習会を開催したほうが良いと思う。特にバスの場合、運転手一人で瞬時の対応が求められるため講習会の中で手話と同時にボード等の準備なども促してほしい。

○高齢化に伴い介護サービスを利用する聴覚障害者が増えている。入所施設だけでなく、在宅サービス事業所向けの講習会も検討することで必然と手話で会話をする人口が増えると考ええる。

②事業者による合理的配慮の提供にあたっての情報発信・支援

(岩澤委員)

○飲食店で未だに手元のメニュー表もない店がある。その他ドライブスルーも音声言語での受付がほとんど。ろう者が一人で利用できない状況が続いている。具体的に合理的配慮の方法を示す必要があると思う。県としてやはり、大々的に一般企業に対しても発信してほしい。

埼玉県手話環境整備施策推進懇話会の今後のスケジュールについて

	時期	懇話会	ワーキング
令和6年度	1月21日（火）		第1回ワーキング @埼玉県庁内会議室 ・ワーキングの方針など
	2月25日（火）、 26日（水）		各ワーキングチームでの活動
	3月下旬	令和6年度第2回手話環境整備施策推進懇話会 ・ワーキングチームの中間報告	
令和7年度	4月～5月	【事務局】中間報告に基づく提言案を作成	
	6月	【事務局】提言案の各委員に意見照会	
	8月	令和7年度第1回手話環境整備施策推進懇話会 ・提言案に対する意見集約結果の報告	
	8月～2月		各ワーキングチームでの活動
	3月	令和7年度第2回手話環境整備施策推進懇話会 ・ワーキングチームの活動報告 ・提言案に対する意見交換	
令和8年度	6月	令和8年度第1回手話環境整備施策推進懇話会 ・提言の策定 ・障害者支援計画に盛り込む主な施策への意見	
	3月	令和8年度第2回手話環境整備施策推進懇話会 ・障害者支援計画への意見提出結果の報告	

令和 7 年度手話普及に関する県の取り組みについて（予定）

1 手話あいさつ 100%運動

聴覚障害者団体、市町村、学校等と連携し、広報、各種イベント、授業等で「手話あいさつ」を広く県民に周知し、「おはよう」「こんにちは」などの基本的手話ができるようにすることで県民の手話への関心を高める。

（１）子供を対象とした手話普及イベントの実施

子供の集まりやすい県内のテーマパークなどと連携し、手話の普及するためのイベント・広報を実施する。

（２）商業施設での手話体験会の開催

県内の商業施設にて、手話体験会を開催する。

（３）手話交流会の開催

手話を学んでいる方がろう者と手話で交流する会（手話交流会）を開催する。

2 手話アドバイザー派遣事業

市町村が実施する手話イベントや手話講習会の実施に向けた企画立案への助言等、手話言語条例の制定に向けた検討への助言等、その他、市町村が実施する地域の手話普及に関する取組に向けた助言等を行う。

また、今年度新たに自治体職員を対象にした手話勉強会を開催する。

～手話関連イベント情報の掲載例～

3 県内手話サークル情報及び手話関連イベントの県ホームページへの掲載

年 2 回市町村に照会し、情報をまとめて県ホームページに掲載する。

(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0604/syuwa/syuwapr.html>)

開催団体	開催日時	会場	内容	備考
埼玉県聴覚障害者協会	10月10日(土) 10時～12時	埼玉県庁 3F 会議室	手話講習会	聴覚障害者協会主催
埼玉県ろうきん	10月11日(日) 10時～12時	埼玉県庁 3F 会議室	手話講習会	ろうきん主催
埼玉県ろうきん	10月12日(月) 10時～12時	埼玉県庁 3F 会議室	手話講習会	ろうきん主催
埼玉県ろうきん	10月13日(火) 10時～12時	埼玉県庁 3F 会議室	手話講習会	ろうきん主催
埼玉県ろうきん	10月14日(水) 10時～12時	埼玉県庁 3F 会議室	手話講習会	ろうきん主催
埼玉県ろうきん	10月15日(木) 10時～12時	埼玉県庁 3F 会議室	手話講習会	ろうきん主催
埼玉県ろうきん	10月16日(金) 10時～12時	埼玉県庁 3F 会議室	手話講習会	ろうきん主催
埼玉県ろうきん	10月17日(土) 10時～12時	埼玉県庁 3F 会議室	手話講習会	ろうきん主催
埼玉県ろうきん	10月18日(日) 10時～12時	埼玉県庁 3F 会議室	手話講習会	ろうきん主催
埼玉県ろうきん	10月19日(月) 10時～12時	埼玉県庁 3F 会議室	手話講習会	ろうきん主催
埼玉県ろうきん	10月20日(火) 10時～12時	埼玉県庁 3F 会議室	手話講習会	ろうきん主催
埼玉県ろうきん	10月21日(水) 10時～12時	埼玉県庁 3F 会議室	手話講習会	ろうきん主催
埼玉県ろうきん	10月22日(木) 10時～12時	埼玉県庁 3F 会議室	手話講習会	ろうきん主催
埼玉県ろうきん	10月23日(金) 10時～12時	埼玉県庁 3F 会議室	手話講習会	ろうきん主催
埼玉県ろうきん	10月24日(土) 10時～12時	埼玉県庁 3F 会議室	手話講習会	ろうきん主催
埼玉県ろうきん	10月25日(日) 10時～12時	埼玉県庁 3F 会議室	手話講習会	ろうきん主催
埼玉県ろうきん	10月26日(月) 10時～12時	埼玉県庁 3F 会議室	手話講習会	ろうきん主催
埼玉県ろうきん	10月27日(火) 10時～12時	埼玉県庁 3F 会議室	手話講習会	ろうきん主催
埼玉県ろうきん	10月28日(水) 10時～12時	埼玉県庁 3F 会議室	手話講習会	ろうきん主催
埼玉県ろうきん	10月29日(木) 10時～12時	埼玉県庁 3F 会議室	手話講習会	ろうきん主催
埼玉県ろうきん	10月30日(金) 10時～12時	埼玉県庁 3F 会議室	手話講習会	ろうきん主催
埼玉県ろうきん	10月31日(土) 10時～12時	埼玉県庁 3F 会議室	手話講習会	ろうきん主催
埼玉県ろうきん	11月1日(日) 10時～12時	埼玉県庁 3F 会議室	手話講習会	ろうきん主催
埼玉県ろうきん	11月2日(月) 10時～12時	埼玉県庁 3F 会議室	手話講習会	ろうきん主催
埼玉県ろうきん	11月3日(火) 10時～12時	埼玉県庁 3F 会議室	手話講習会	ろうきん主催
埼玉県ろうきん	11月4日(水) 10時～12時	埼玉県庁 3F 会議室	手話講習会	ろうきん主催
埼玉県ろうきん	11月5日(木) 10時～12時	埼玉県庁 3F 会議室	手話講習会	ろうきん主催
埼玉県ろうきん	11月6日(金) 10時～12時	埼玉県庁 3F 会議室	手話講習会	ろうきん主催
埼玉県ろうきん	11月7日(土) 10時～12時	埼玉県庁 3F 会議室	手話講習会	ろうきん主催
埼玉県ろうきん	11月8日(日) 10時～12時	埼玉県庁 3F 会議室	手話講習会	ろうきん主催
埼玉県ろうきん	11月9日(月) 10時～12時	埼玉県庁 3F 会議室	手話講習会	ろうきん主催
埼玉県ろうきん	11月10日(火) 10時～12時	埼玉県庁 3F 会議室	手話講習会	ろうきん主催
埼玉県ろうきん	11月11日(水) 10時～12時	埼玉県庁 3F 会議室	手話講習会	ろうきん主催
埼玉県ろうきん	11月12日(木) 10時～12時	埼玉県庁 3F 会議室	手話講習会	ろうきん主催
埼玉県ろうきん	11月13日(金) 10時～12時	埼玉県庁 3F 会議室	手話講習会	ろうきん主催
埼玉県ろうきん	11月14日(土) 10時～12時	埼玉県庁 3F 会議室	手話講習会	ろうきん主催
埼玉県ろうきん	11月15日(日) 10時～12時	埼玉県庁 3F 会議室	手話講習会	ろうきん主催
埼玉県ろうきん	11月16日(月) 10時～12時	埼玉県庁 3F 会議室	手話講習会	ろうきん主催
埼玉県ろうきん	11月17日(火) 10時～12時	埼玉県庁 3F 会議室	手話講習会	ろうきん主催
埼玉県ろうきん	11月18日(水) 10時～12時	埼玉県庁 3F 会議室	手話講習会	ろうきん主催
埼玉県ろうきん	11月19日(木) 10時～12時	埼玉県庁 3F 会議室	手話講習会	ろうきん主催
埼玉県ろうきん	11月20日(金) 10時～12時	埼玉県庁 3F 会議室	手話講習会	ろうきん主催
埼玉県ろうきん	11月21日(土) 10時～12時	埼玉県庁 3F 会議室	手話講習会	ろうきん主催
埼玉県ろうきん	11月22日(日) 10時～12時	埼玉県庁 3F 会議室	手話講習会	ろうきん主催
埼玉県ろうきん	11月23日(月) 10時～12時	埼玉県庁 3F 会議室	手話講習会	ろうきん主催
埼玉県ろうきん	11月24日(火) 10時～12時	埼玉県庁 3F 会議室	手話講習会	ろうきん主催
埼玉県ろうきん	11月25日(水) 10時～12時	埼玉県庁 3F 会議室	手話講習会	ろうきん主催
埼玉県ろうきん	11月26日(木) 10時～12時	埼玉県庁 3F 会議室	手話講習会	ろうきん主催
埼玉県ろうきん	11月27日(金) 10時～12時	埼玉県庁 3F 会議室	手話講習会	ろうきん主催
埼玉県ろうきん	11月28日(土) 10時～12時	埼玉県庁 3F 会議室	手話講習会	ろうきん主催
埼玉県ろうきん	11月29日(日) 10時～12時	埼玉県庁 3F 会議室	手話講習会	ろうきん主催
埼玉県ろうきん	11月30日(月) 10時～12時	埼玉県庁 3F 会議室	手話講習会	ろうきん主催
埼玉県ろうきん	12月1日(火) 10時～12時	埼玉県庁 3F 会議室	手話講習会	ろうきん主催
埼玉県ろうきん	12月2日(水) 10時～12時	埼玉県庁 3F 会議室	手話講習会	ろうきん主催
埼玉県ろうきん	12月3日(木) 10時～12時	埼玉県庁 3F 会議室	手話講習会	ろうきん主催
埼玉県ろうきん	12月4日(金) 10時～12時	埼玉県庁 3F 会議室	手話講習会	ろうきん主催
埼玉県ろうきん	12月5日(土) 10時～12時	埼玉県庁 3F 会議室	手話講習会	ろうきん主催
埼玉県ろうきん	12月6日(日) 10時～12時	埼玉県庁 3F 会議室	手話講習会	ろうきん主催
埼玉県ろうきん	12月7日(月) 10時～12時	埼玉県庁 3F 会議室	手話講習会	ろうきん主催
埼玉県ろうきん	12月8日(火) 10時～12時	埼玉県庁 3F 会議室	手話講習会	ろうきん主催
埼玉県ろうきん	12月9日(水) 10時～12時	埼玉県庁 3F 会議室	手話講習会	ろうきん主催
埼玉県ろうきん	12月10日(木) 10時～12時	埼玉県庁 3F 会議室	手話講習会	ろうきん主催
埼玉県ろうきん	12月11日(金) 10時～12時	埼玉県庁 3F 会議室	手話講習会	ろうきん主催
埼玉県ろうきん	12月12日(土) 10時～12時	埼玉県庁 3F 会議室	手話講習会	ろうきん主催
埼玉県ろうきん	12月13日(日) 10時～12時	埼玉県庁 3F 会議室	手話講習会	ろうきん主催
埼玉県ろうきん	12月14日(月) 10時～12時	埼玉県庁 3F 会議室	手話講習会	ろうきん主催
埼玉県ろうきん	12月15日(火) 10時～12時	埼玉県庁 3F 会議室	手話講習会	ろうきん主催
埼玉県ろうきん	12月16日(水) 10時～12時	埼玉県庁 3F 会議室	手話講習会	ろうきん主催
埼玉県ろうきん	12月17日(木) 10時～12時	埼玉県庁 3F 会議室	手話講習会	ろうきん主催
埼玉県ろうきん	12月18日(金) 10時～12時	埼玉県庁 3F 会議室	手話講習会	ろうきん主催
埼玉県ろうきん	12月19日(土) 10時～12時	埼玉県庁 3F 会議室	手話講習会	ろうきん主催
埼玉県ろうきん	12月20日(日) 10時～12時	埼玉県庁 3F 会議室	手話講習会	ろうきん主催
埼玉県ろうきん	12月21日(月) 10時～12時	埼玉県庁 3F 会議室	手話講習会	ろうきん主催
埼玉県ろうきん	12月22日(火) 10時～12時	埼玉県庁 3F 会議室	手話講習会	ろうきん主催
埼玉県ろうきん	12月23日(水) 10時～12時	埼玉県庁 3F 会議室	手話講習会	ろうきん主催
埼玉県ろうきん	12月24日(木) 10時～12時	埼玉県庁 3F 会議室	手話講習会	ろうきん主催
埼玉県ろうきん	12月25日(金) 10時～12時	埼玉県庁 3F 会議室	手話講習会	ろうきん主催
埼玉県ろうきん	12月26日(土) 10時～12時	埼玉県庁 3F 会議室	手話講習会	ろうきん主催
埼玉県ろうきん	12月27日(日) 10時～12時	埼玉県庁 3F 会議室	手話講習会	ろうきん主催
埼玉県ろうきん	12月28日(月) 10時～12時	埼玉県庁 3F 会議室	手話講習会	ろうきん主催
埼玉県ろうきん	12月29日(火) 10時～12時	埼玉県庁 3F 会議室	手話講習会	ろうきん主催
埼玉県ろうきん	12月30日(水) 10時～12時	埼玉県庁 3F 会議室	手話講習会	ろうきん主催
埼玉県ろうきん	12月31日(木) 10時～12時	埼玉県庁 3F 会議室	手話講習会	ろうきん主催

4 手話講習会の実施

県内の各市町村（計 4 市町村）と共催し、県民向けに手話講習会を開催する。

また、公共的施設職員向け手話講習会を 2 回開催するほか、県職員向け手話講習会を開催する。

5 手話言語国際デー・国際ろう者週間におけるブルーライトアップ

「手話言語の国際デー」シンボルカラーであるブルーに、県関連施設をライトアップする。

6 【その他】手話動画・ポスター・クリアファイルによる広報

これまで手話あいさつ 100%運動で制作した手話動画（吉本興業）やポスター、クリアファイルを活用し、各種広報を実施します。



埼玉県手話環境整備施策推進懇話会設置要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、埼玉県手話言語条例（平成二十八年三月二十九日埼玉県条例第十七号）第7条第2項の規定に基づき、手話を使用しやすい環境の整備に関する施策を推進するに当たって関係者の意見を聴くために設置する埼玉県手話環境整備施策推進懇話会（以下「懇話会」という。）について必要な事項を定める。

（組織）

第2条 懇話会は、委員10人以内をもって組織する。

（委員）

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、福祉部長が選任した者とする。

- （1）聴覚障害者団体の関係者
- （2）聴覚障害者支援機関の関係者
- （3）手話通訳の関係者
- （4）手話サークルの関係者
- （5）学識経験者
- （6）学校教育の関係者
- （7）障害福祉関係の行政職員

2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（座長及び副座長）

第4条 懇話会に座長及び副座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は会務を総理し、懇話会を代表する。

3 副座長は座長を補佐し、座長が不在の時は、その職務を代理する。

（会議）

第5条 懇話会の会議は、座長が招集し、その議長となる。

2 懇話会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 懇話会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第6条 懇話会の会議は、公開する。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

（事務局）

第7条 懇話会の事務局は、福祉部障害者福祉推進課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が懇話会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

埼玉県手話言語条例

平成二十八年三月二十九日

埼玉県条例第十七号

手話は、物の名前や概念等を手指の動きや表情等により視覚的に表現する言語であり、ろう者の思考や意思疎通に用いられている。我が国において、手話は、ろう者の間で大切に受け継がれ、発展してきたが、一方で長い間、手話を使う権利やろう者の尊厳が損なわれてきた。

埼玉県においても、ろう者は、偏見と闘いながら手話を大切に守り続け、手話を使用して生活を営み、手話による豊かな文化を築いてきており、その歴史の歩みと誇りは尊重されるべきものである。

そして、平成十八年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約において、言語には手話その他の非音声言語を含むことが明記された。我が国においても、平成二十三年に改正された障害者基本法において言語に手話を含むことが明記され、平成二十六年に障害者の権利に関する条約が批准された。

しかしながら、ようやく手話が言語であることが認められ、手話に対する理解が求められるようになったものの、いまだ手話に対する理解が社会において深まっているとは言えない。

このような中で、埼玉県において、ろう者以外の者がろう者を理解し、互いに共生することのできる地域社会を実現するためには、手話を広く普及し、県民一人一人が手話に対する理解を深めていくことが必要である。

ここに、私たちは、手話が言語であるとの認識に基づき、手話を広く埼玉県に普及していくことによって、ろう者とろう者以外の者とは手話により心を通わせ、相互に人格と個性を尊重し合い、共生することのできる埼玉県をつくるため、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及に関し、基本理念を定め、県、県民等及び事業者の責務及び役割を明らかにするとともに、手話の普及に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項を定め、もってろう者とろう者以外の者とは共生することのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 手話の普及は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- 一 手話が、ろう者が自ら生活を営むために使用している独自の体系を持つ言語であって、豊かな人間性を涵養し、及び知的かつ心豊かな生活を送るための言語活動の文化的所産であることを理解すること。
- 二 ろう者とろう者以外の者とが相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することを基本として、ろう者とろう者以外の者が手話により意思疎通を行う権利を尊重すること。

(県の責務)

第三条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるようなものの除去について必要かつ合理的な配慮を行い、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備を推進するものとする。

- 2 県は、ろう者及び手話通訳を行う者その他の手話に関わる者（以下「手話通訳者等」という。）の協力を得て、基本理念に対する県民の理解を深めるものとする。

(市町村等との連携協力)

第四条 県は、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に当たっては、市町村その他関係機関及び関係団体との連携協力を図るものとする。

- 2 県は、前項の環境の整備に当たっては、市町村に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(県民等の役割)

第五条 県民及び地域活動団体（地域で文化、スポーツ、ボランティア等の活動に取り組む団体をいう。）は、基本理念を理解し、地域社会の一員として、手話を使用しやすい地域社会の実現に努めるものとする。

- 2 ろう者は、基本理念に対する県民の理解の促進及び手話の普及に努めるものとする。
- 3 手話通訳者等は、手話に関する技術の向上、基本理念に対する県民の理解の促進及び手話の普及に努めるものとする。

(事業者の役割)

第六条 事業者は、基本理念を理解し、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(計画の策定及び推進)

第七条 県は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十一条第二項に規定する都道府県障害者計画において、手話を使用しやすい環境の整備に関する施策を定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 県は、前項の手話を使用しやすい環境の整備に関する施策を推進するに当たっては、ろう者及び手話通訳者等その他の関係者の意見を聴くため、これらの者との協議の場を設けるものとする。

（手話を学ぶ機会の確保等）

第八条 県は、市町村その他関係機関、ろう者、手話通訳者等及び関係団体と協力して、手話サークルその他の県民が手話を学ぶ機会の確保等に努めるものとする。

2 県は、手話を必要とする者が手話を学ぶことができるよう、手話に関する学習会の開催その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

3 県は、その職員が基本理念を理解し、手話を学ぶことができるよう、手話に関する学習会の開催その他の手話を学習する取組を推進するものとする。

（情報へのアクセス）

第九条 県は、ろう者が県政に関する情報を円滑に取得することができるよう、情報通信技術の活用に配慮しつつ、手話を用いた情報発信の推進に努めるものとする。

2 県は、災害その他非常の事態の場合に、ろう者が手話等により必要な情報を速やかに取得し、円滑に意思疎通を図ることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

（手話通訳者等の確保、養成等）

第十条 県は、市町村その他関係機関及び関係団体と協力して、手話通訳者等及びその指導者の確保、養成及び手話に関する技術の向上並びに手話通訳に関する普及啓発に努めるものとする。

（学校における手話の普及等）

第十一条 聴覚障害のある幼児、児童又は生徒（以下この条において「ろう児等」という。）が通学する学校の設置者は、当該ろう児等が手話を学び、かつ、手話で学ぶことができるよう、教職員の手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 ろう児等が通学する学校の設置者は、基本理念及び手話に対する理解を深めるため、当該ろう児等及びその保護者に対する手話に関する学習の機会の提供並びに教育に関する相談及び支援に努めるものとする。

3 ろう児等が通学する学校の設置者は、前二項に規定する事項を推進するため、手話の

技能を有する教員（ろう者の教員を含む。）の確保及び教員の専門性の向上に関する研修等に努めるものとする。

4 県は、学校において、ろう児等とろう児等以外の児童及び生徒との交流の機会を充実させることにより、その相互理解の促進及び手話の普及に努めるものとする。

5 県は、学校において、基本理念及び手話に対する理解を深めるため、手話に関する啓発その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（事業者への支援）

第十二条 県は、第六条に規定する事業者の取組に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

（手話による文化芸術活動の振興）

第十三条 県は、手話による文化芸術活動の振興を図るため、当該活動に対する協力その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（手話に関する調査研究）

第十四条 県は、ろう者及び手話通訳者等が手話の発展に資するために行う手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力するものとする。

（財政上の措置）

第十五条 県は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

[トップページ](#) > [健康・福祉](#) > [障害者\(児\)福祉](#) > [共生社会づくり](#) > 第267回簡易アンケート「手話及びヘルプマークの認知度に関するアンケート」結果を公表しました。

ページ番号：263419 掲載日：2025年1月31日

第267回簡易アンケート「手話及びヘルプマークの認知度に関するアンケート」結果を公表しました

1.調査の概要

(1) 調査形態

- 調査時期：令和6年12月12日（木曜日）～12月18日（水曜日）
- 調査方法：インターネット（アンケート専用フォームへの入力）による回答
- 対象者：県政サポーター（3,697人）
- 回収率：68.9％（回収数2,546人）
- 回答者の属性：（百分率表示は、小数点以下第2位を四捨五入したため、個々の比率の合計は、100％にならない場合がある。）

回答者の属性

	人数（人）	比率（％）
全体	2,546	100.0

	人数（人）	比率（％）
16～19歳	12	0.5
20～29歳	89	3.5
30～39歳	269	10.6
40～49歳	458	18.0
50～59歳	722	28.4
60～69歳	507	19.9
70歳以上	489	19.2

	人数（人）	比率（％）
--	-------	-------

個人事業主・会社経営者（役員）	251	9.9
家族従業（家業手伝い）	12	0.5
勤め（全日）	974	38.3
勤め（パートタイム・アルバイト）	439	17.2
専業主婦・主夫	354	13.9
学生	45	1.8
その他、無職	471	18.5

	人数（人）	比率（％）
男性	1,339	54.1
女性	1,098	44.4
回答なし	38	1.5

（２）調査結果の見方

- 設問中の（ ）内の数字及びグラフの中の数字は、回答比率（％）です。
- グラフの中で「n」とあるのは、その質問の回答者の総数を示し、回答比率は「n」を基数として算出しています。
- 回答比率（％）は小数点以下第2位を四捨五入したため、個々の比率の合計と全体またはカテゴリーを小計した数値が、100％にならないことがあります。
- 複数回答の質問については、その回答比率の合計は、100％を超える場合があります。

2.調査の目的

埼玉県では、障害のある人もない人も分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重しながら、地域の中で共に手を取り合って暮らすことのできる共生社会の実現を目指し、様々な取組を実施しています。その中で、県民の障害のある方に対する理解を深める目的で、手話やヘルプマークの普及の取組を実施しています。

手話は、聴覚障害のある方との意思疎通を図るため、手指の動きや表情などを使って考えや気持ちを表現する言語です。

また、ヘルプマークとは義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲に配慮を必要としていることを示すマークです。

今回、県政サポーターの皆さまに、手話やヘルプマークの認知状況についてご意見を伺い、今後の参考とさせていただくため、アンケートを実施しました。

アンケート結果は、今後の事業の実施において参考とさせていただきます。

担当課

福祉部 障害者福祉推進課

（手話に関すること）総務・計画・団体担当Tel:048-830-3310（E-mail:a3310-01@pref.saitama.lg.jp）

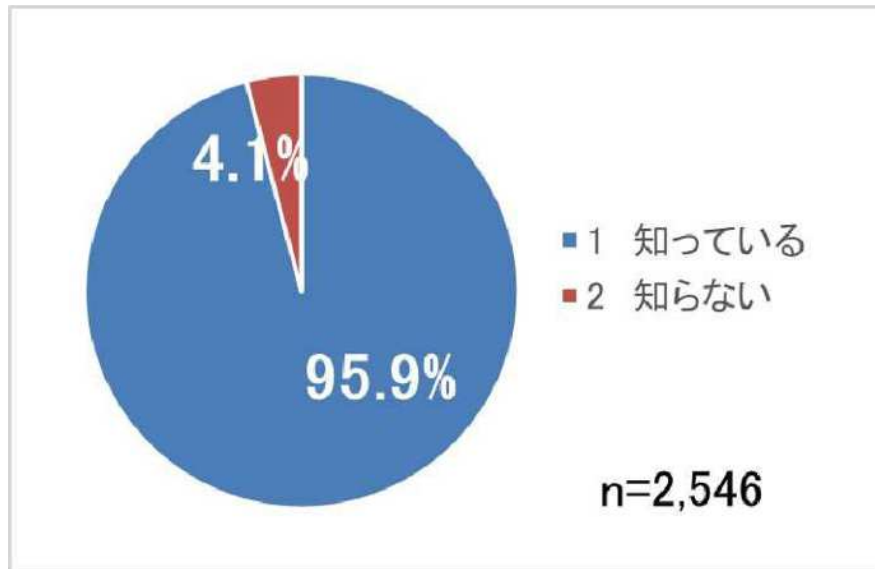
（ヘルプマークに関すること）社会参加推進・芸術文化担当Tel:048-830-3309（E-mail:a3310-06@pref.saitama.lg.jp）

3.調査結果

手話の認知度

→「知っている」が9割半ば（95.9%）

質問1 あなたは手話というコミュニケーションを知っていますか。

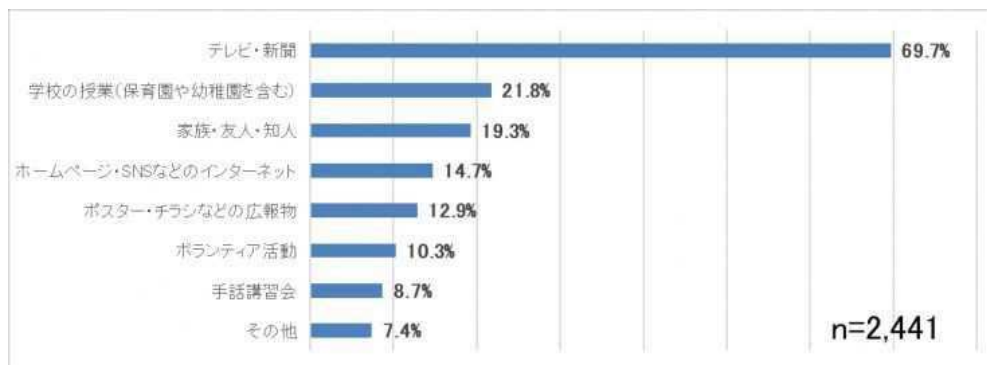


手話の認知度について尋ねたところ、「知っている」が9割半ば（95.9%）であった。

手話との接点

→「テレビ・新聞」が7割弱(69.7%)

質問2 （質問1で「知っている」と答えた方にお伺いします。）手話を知ったきっかけは何ですか。（あてはまるものすべて）

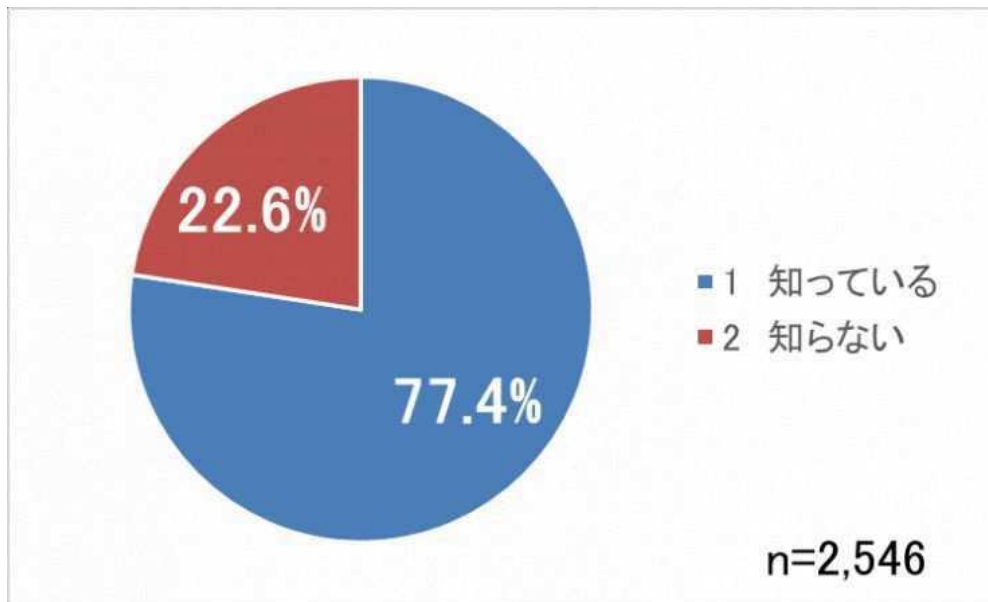


手話との接点について尋ねたところ、「テレビ・新聞」が最も多く7割弱（69.7%）であった。

手話が言語であることの理解度

→「知っている」が7割半ば超（77.4%）

質問3 手話は、聴覚障害のある方との意思疎通を図るため、手指の動きや表情などを使って考えや気持ちを表現する言語です。手話は言語であることを知っていましたか。※埼玉県では平成28年に「埼玉県手話言語条例」を制定し、手話が言語であることの理解促進に努めています。

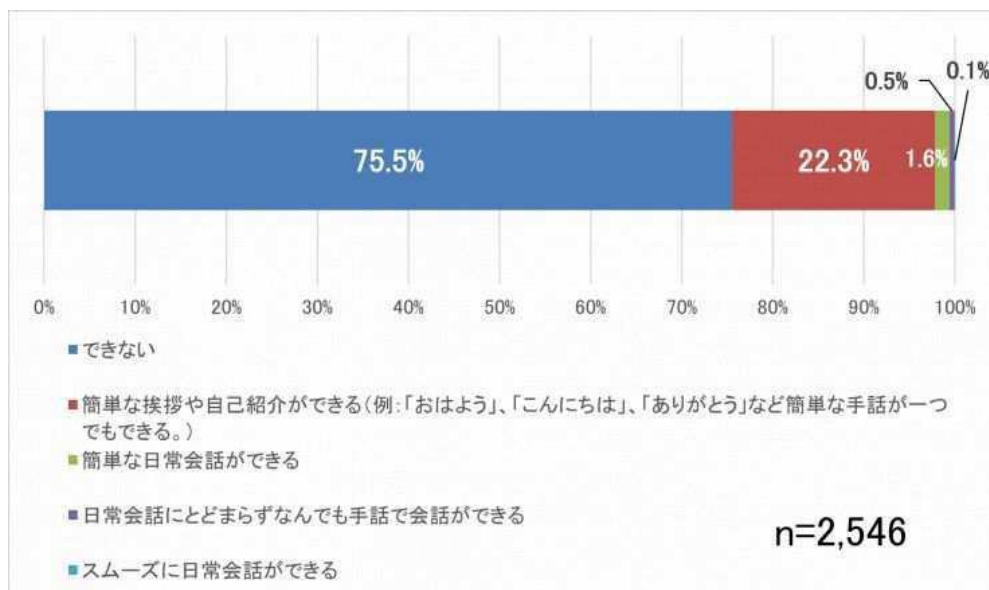


手話が言語であることを知っているかを尋ねたところ、「知っている」が7割半ば超（77.4%）であった。

手話の実践

→「できない」が7割半ば（75.5%）

質問4 手話で会話できますか。

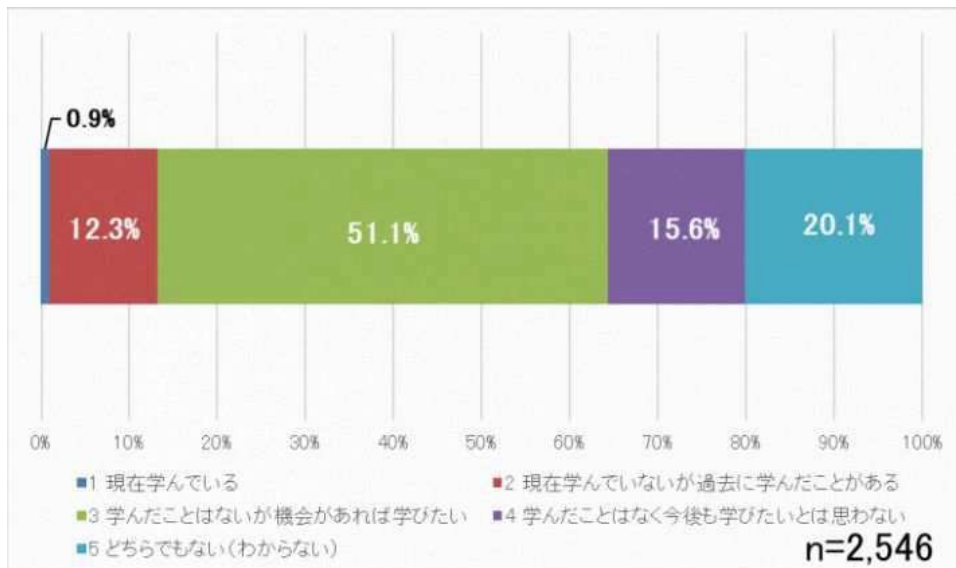


手話の実践について尋ねたところ、「できない」が7割半ば(75.5%)であった。

手話への関心

→「学んだことはないが、機会があれば学びたい」が5割強（51.1%）

質問5 手話を学びたいと思いますか。

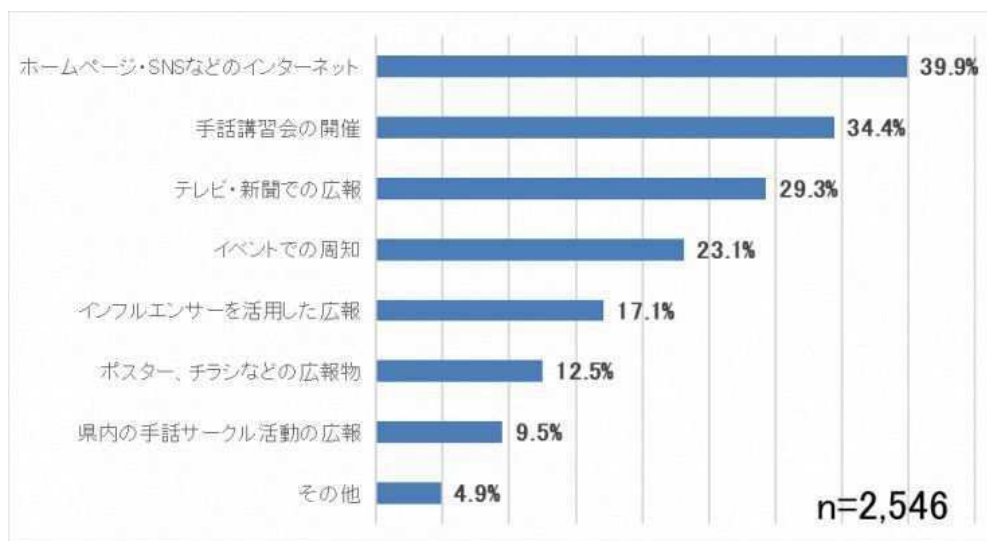


手話への関心について尋ねたところ、「現在学んでいる」(0.9%)と「現在学んでいないが、過去に学んだことがある」(12.3%)、「学んだことはないが、機会があれば学びたい」(51.1%)で、合計6割半ば(64.3%)であった。

手話の普及方法

→「ホームページ・SNSなどのインターネット」が4割弱(39.9%)

質問6 簡単な手話での挨拶の仕方を、広く県民の方に知っていただくために、どのような方法が効果的だと思いますか。(あてはまるもの2つまで)



手話の普及方法について尋ねたところ、「ホームページ・SNSなどのインターネット」が最も多く4割弱(39.9%)であった。次いで、「手話講習会の開催」が3割半ば(34.4%)であった。

自由意見

質問7 手話普及に関するご意見などありましたら、自由にお書きください。

〈主なご意見〉

- ・義務教育の中で手話の基本を学ぶことが効果的だと思う。
- ・講習会で実際に障害のある人と手話で話してみたい。前に習ったが、勉強だけで終わってしまったので、本当に通じるかわからない。
- ・簡単な手話をどこでも覚えられるような工夫があれば良いと思います。例えば、スーパーのレジで「ありがとう」など普段から目につく場所に掲示するなど。
- ・2025デフリンピックの機会を有効活用し広めたい。簡単な挨拶や指文字からでもよいと思う。
- ・手話の講習会がアーカイブ付きのオンラインで受講できるといいと思う。無料だとありがたい。

- ・手話に接する機会がないので、ショッピングモールなどでイベントをやってみたらどうかと思う。
- ・聴覚障がいへの理解を深めるためにも、「聴覚障がい者全員が手話を使うわけではない」ということの周知が必要だと思う。
- ・手話を普及させるには、手話を学ぶことが必要な条件にならないと難しいと思う。ひとりで手話を学んでも、具体的に手話を行う相手がいないればモチベーションが上がらず、学ぶことをやめるだろう。何のために手話を学ぶのかという目的がはっきりしないと普及は難しいと思う。
- ・SNSなどで、1日ひとつなど手話をアップして欲しい。本ではうまくイメージできなかったり、手の動きが分からないところがあるので写真やリールなどで知りたい。
- ・あいさつ、感謝など簡単なものから使えるといいと思う。

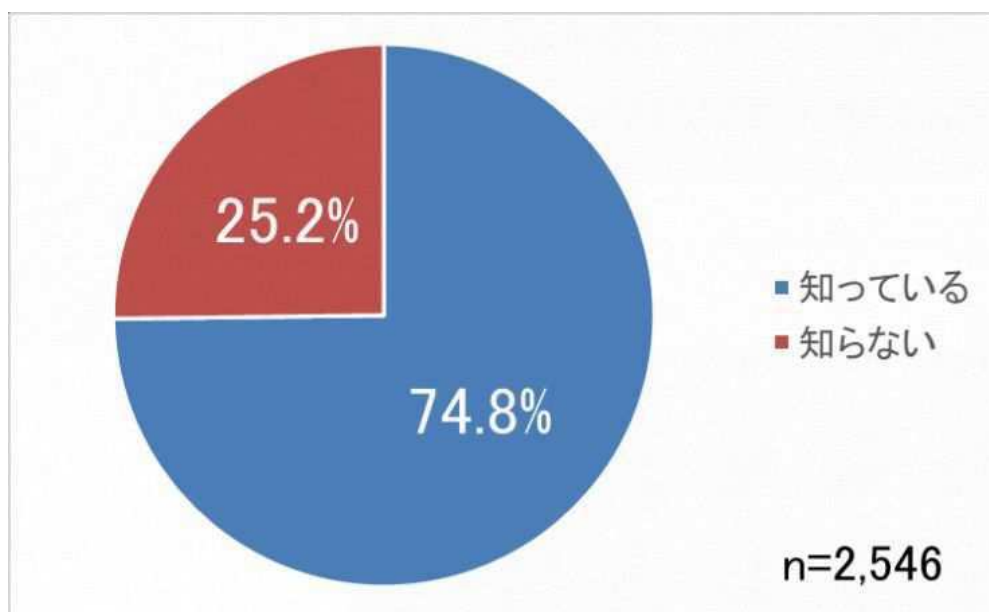
※上記を含め、計554件の貴重なご意見をいただきました。アンケートへのご協力ありがとうございました。

ヘルプマークの認知度

→「知っている」が7割半ば（74.8%）

質問8 ヘルプマークを知っていますか。※「ヘルプマーク」を詳しくお知りになりたい方は、こちらから。

●ヘルプマークを知っていますか（リンク先：<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0604/helpmark.html>）



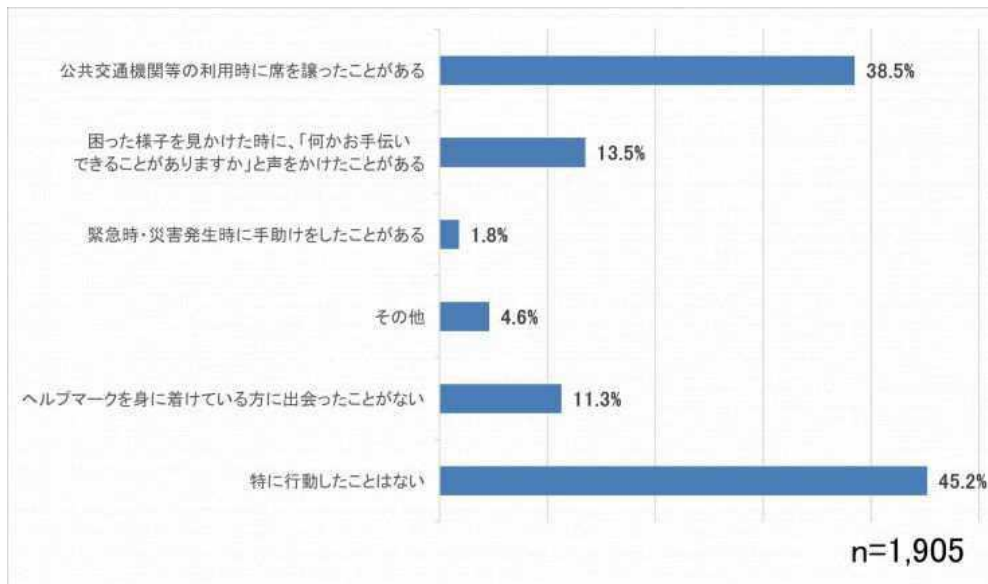
ヘルプマークを知っているかどうか尋ねたところ、「知っている」が7割半ば（74.8%）であった。

ヘルプマークを身に着けている方への援助や配慮の経験

→「特に行動したことはない」が4割半ば（45.2%）、「公共交通機関等の利用時に席を譲ったことがある」が4割弱（38.5%）

質問9（質問8で「知っている」と答えた方にお伺いします。）ヘルプマークを身に着けている方に、援助や配慮をしたことがありますか。

また、それはどのような支援ですか。（あてはまるものすべて）

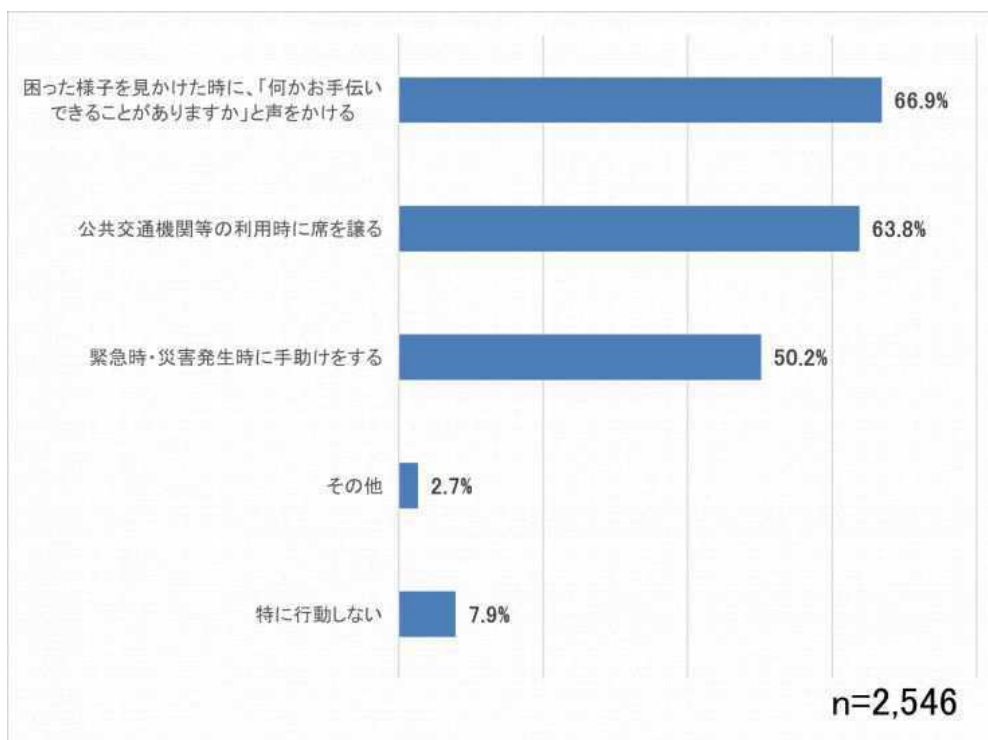


ヘルプマークを身に着けている方に援助や配慮をしたことがあるか尋ねたところ、「特に行動したことはない」が4割半ば（45.2%）で、「公共交通機関等の利用時に席を譲ったことがある」が4割弱（38.5%）であった。

ヘルプマークを身に着けている方に対してできる援助や配慮

→「困った様子を見かけた時に、「何かお手伝いできることがありますか」と声をかける」が6割半ば超（66.9%）、「公共交通機関等の利用時に席を譲る」が6割強（63.8%）

質問10 今後、ヘルプマークを身に着けている方を見かけたら、どのように行動したいと思いますか。（あてはまるものすべて）

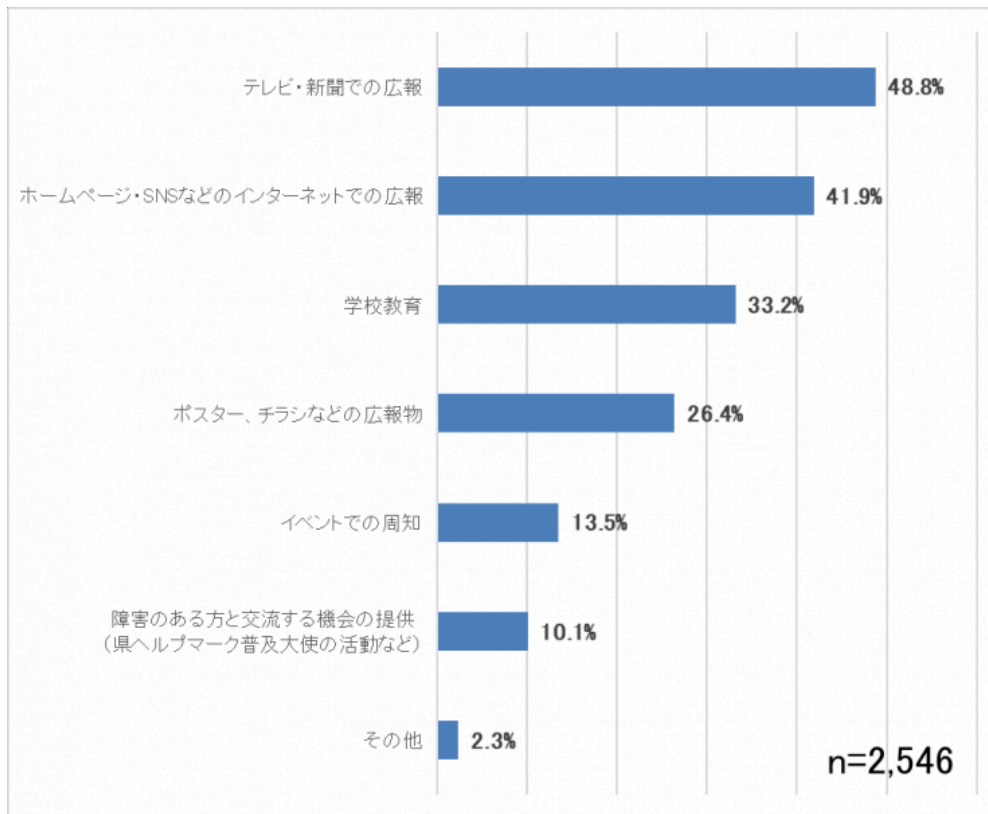


今後、ヘルプマークを身に着けている方を見かけたら、どのように行動したいか尋ねたところ、「困った様子を見かけた時に、「何かお手伝いできることがありますか」と声をかける」が最も多く、6割半ば強（66.9%）であった。次いで、「公共交通機関等の利用時に席を譲る」が6割強（63.8%）であった。

ヘルプマーク普及の方法

→「テレビ・新聞での広報」で5割弱（48.8%）、「ホームページ・SNSなどのインターネットでの広報」で4割強（41.9%）

質問11 今後、ヘルプマークを身に着けている方を見かけたら、どのように行動したいと思いますか。（あてはまるものすべて）



ヘルプマークの普及方法について尋ねたところ、「テレビ・新聞での広報」が最も多く、5割弱（48.8%）であった。次いで、「ホームページ・SNSなどのインターネットでの広報」が4割強（41.9%）であった。

自由意見

質問12 ヘルプマークに対して期待することやご意見、ご要望などありましたら、自由にお書きください。

〈主なご意見〉

- ・まだまだ普及していないので、県民全体に広めてほしい。
- ・ヘルプマークがどういうものか知らなかったので、今後機会があれば勉強したいと思う。
- ・外観からではわからない障害が有る場合に役立つマークだと思います。
- ・結構普及してきて認知度が高まっているように思います。
- ・自分が身につけていて、電車内で何度も助けてもらって良かった。
- ・ヘルプマークにも個々によって違うので、どうして欲しいのかよくわからない。よほどの緊急時以外はとくに声掛け等はしづらい。
- ・ヘルプマークを悪用する人がいるので、誰でも簡単に手に入らないようにした方がいいと思います。妊婦のマタニティマークとは違って、一見してわからない障害を持っている人もいることを考えると、それを悪用する人が出てきます。
- ・ヘルプマークの人に席を譲らない人を、公共交通機関でよく見かける。ヘルプマークの意味をしっかりとPRすべきと考える。
- ・一概に「ヘルプマーク」と言っても、外側の障害・病気なのか内側の障害・病気なのかまでは一目でわからないため、本当に声をかけていいのか判断に困ることがあります（特性により知らない人から声をかけてほしくない場合もあるため）。プライバシーの問題はあると思いますが、障害や病気によって色で判別できたらいいなと思いました。
- ・若い世代は学校などで周知されて認識しているがヘルプマークができる以前の世代への理解が薄いと感じます。
- ・どこまでお手伝いして良いか、わからないときがありました。

※上記を含め、計538件の貴重なご意見をいただきました。アンケートへのご協力ありがとうございました。

お問い合わせ

[福祉部 障害者福祉推進課](#) 総務・計画・団体担当

郵便番号330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号 本庁舎1階

電話：048-830-3310

ファックス：048-830-4789

埼玉県庁 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号
電話番号：048-824-2111（代表）
法人番号：1000020110001

Copyright © Saitama Prefecture. All rights reserved.